

## 緊急対応業務 特記仕様書

当業務は秋田市道の安全な通行の確保を目的とし、平日の夜間および休日に市が管理する道路において、陥没やその他緊急事態が発生した際に、緊急対応業務を迅速かつ適切に行うものである。

業務の実施にあたっては、以下の項目を遵守し、記載のない事項については担当職員に確認すること。

- 第1 受注者は当業務を自社で直接施工しなければならない。  
受注者は契約時に担当者名簿および雇用保険加入を証明できる書面（作業責任者および作業副責任者）を提出しなければならない。
- 第2 受注者が業務を行う際には、会社名の掲載された作業車を使用しなければならない（会社名が確認できるのであれば、作業車への直接表示およびマグネットシート貼付を可とする）。
- 第3 豪雨や台風などの自然災害が発生する可能性のある場合など、気象情報などに十分注意し、迅速な対応が可能となるよう準備しなければならない。
- 第4 当業務は平日の夜間および休日の緊急時を想定するものであり、発注者から指示があった際には、速やかに対応しなければならない。ただし、天候等による不測の事態が発生し、対応が困難な場合は速やかにその旨を発注者に報告・協議し、発注者の指示を仰ぐこと。  
なお、受注者側の都合による遅延等は、特別な場合を除き一切認めない。
- 第5 受注者は業務完了後、速やかに業務完了報告書により報告しなければならない。  
完了報告の提出書類は次のとおりとする。
  - ①業務完了報告書
  - ②着工前・完成写真（見開き）
  - ③作業中写真
  - ④補修箇所図（ゼンリン住宅地図程度以上の地図精度であること）
- 第6 緊急対応業務は、実績に基づき、その都度精算する。  
なお、現場状況により単価契約以外の業務が発生する場合や、作業員および使用資機材に増減が生ずる場合は、事前に担当職員と協議を行い、承諾を得なければならない。
- 第7 発注者から担当ブロック以外の業務指示があった場合は、可能な限り対応しなくてはならない。

※ブロックについて

- 北部ブロック(1, 2, 3, 4)
- 中央ブロック(5, 6, 7, 8)
- 東部ブロック(9, 10)
- 南部ブロック(11, 12)
- 西部ブロック(13, 14)
- 河辺ブロック(15)
- 雄和ブロック(16)

## 緊急対応業務 担当者名簿

ブロック \_\_\_\_\_

受注者名 \_\_\_\_\_ 印

|        | 担当者名 | 連絡先（携帯電話） |
|--------|------|-----------|
| 作業責任者  |      |           |
| 作業副責任者 |      |           |

注1) 作業責任者および作業副責任者の雇用保険加入が証明できる書面を添付すること。